

審査結果集計表（全委員（５人）の合計）

施設名：秋田県岩館漁港海岸休憩施設

選 定 基 準	審 査 項 目	全委員合計	再計算（100点換算）
		八 峰 町	八 峰 町
1 県民の平等利用の確保 （確保されなければ失格）	・ 利用者の平等な利用が確保されるものであるか （○、× 記入）		○
2 施設の設置目的の効果的な達成 （３０点）	・ 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか	23	
	・ 施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか	19	
	・ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	18	
	・ 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか	17	
	・ 地域団体、関係機関ボランティア等との連携が図られるものであるか	19	
	小計	96	
			23. 0
3 効率的な管理 （２０点）	・ 収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか	19	
	・ 経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	18	
	小計	37	
4 適正かつ確実な管理を行う能力 （３０点）	・ 団体の経営状況は、安全かつ健全か	22	
	・ 団体の公の施設管理運営実績はどうか	23	
	・ 人員配置は適切か	21	
	・ 経理的な基礎が備わっているか	22	
	・ 技術的な基礎が備わっているか	20	
	・ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか	20	
	・ 安全管理に万全を期しているか	21	
	・ 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられているか	22	
	小計	171	
			25. 7
5 その他必要な事項 （２０点）	・ 自主事業その他県民に親しまれるための計画が積極的かつ具体的なものであるか	21	
	小計	21	
	合計	325	80. 3

（再掲）

	1 県民の平等利用の確保	2 施設の設置目的の効果的達成	3 効率的な管理	4 適正かつ確実な管理を行う能力	5 その他必要な事項	合 計
	（確保されなければ失格）	（満点：30点）	（満点：20点）	（満点：30点）	（満点：20点）	（満点：100点）
八 峰 町	○	23. 0	14. 8	25. 7	16. 8	80. 3